

## 20110311 東日本大震災復興県民各界連絡会(宮城) (案)

3月11日の大震災から一カ月半を過ぎたが、被災者・被災地では行方不明者の捜索が続いております。

私達は、未だ3月11日がまだ終わっていません。政府をはじめとし、全国から出来る限りのより一層の支援・応援、応急復旧支援が必要な状態であります。災害救助法等現行法の限界が指摘されていますが、現在は、何よりも被災者支援を基本に、現行制度の枠を使えるだけ使い、何よりも被災者一人ひとりの切実な要望に応える取組を要望すると同時に、現行制度を超える法の早急な成立を要請いたします。

被災地は今、より深刻さを増しており。地震・津波によって最愛の家族と家屋を失い、生活と就業の場・塩水の田畑と農機具など一切を、また、わが子同様の会社と大切な社員・従業員を、職場を失ってしまいました。どうすれば元の生活・家族に戻るか、会社や職場、漁・農・工・商業などが再開できるか、その資金等の支援はどうなってくるのか、30～50%と高齢化率の高い被災地には、多くの問題が発生しております。

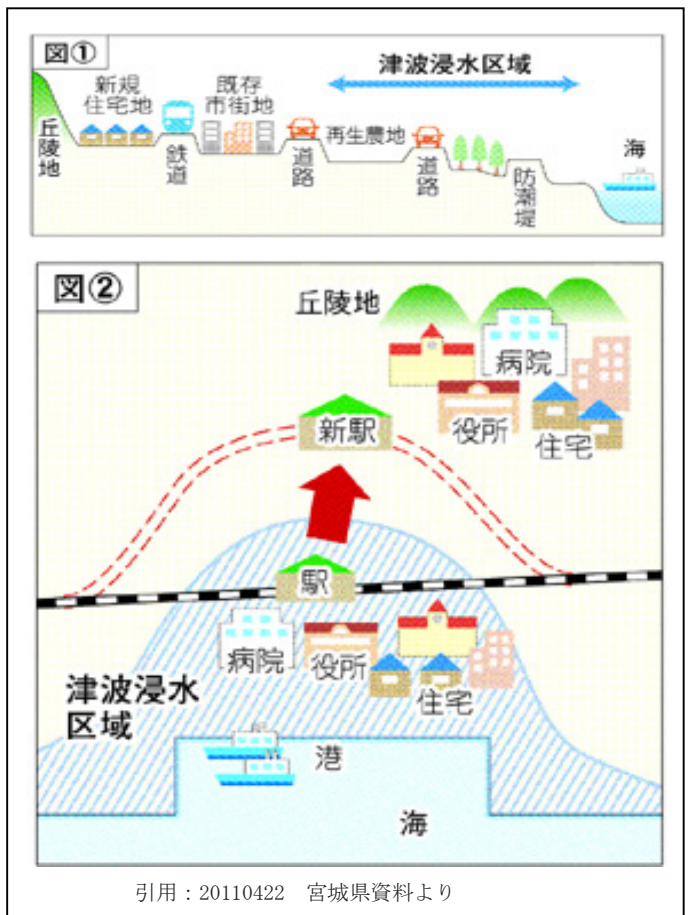
今回の大震災で最も多くの死亡・行方不明者約16,000人超を数えた被災地宮城での各界の被災現場からの緊急支援要請活動等の意見交換の取組から、今後も応急復旧・復旧期・復興へと続く長い継続的取組・要請活動が必要と考え本会を設立するものです。

復旧・復興の枠組みがすでに議論が始まっており、知事・市・町長はこれら政府の復興会議等に「県民・市民の声に基づく真の復興と再生・再構築」との要望を訴えております。

私達県民連絡会は、これらの発言を真摯に受け止め、より一層、被災者・被災現場からの声を届けるべく、県内の主要な方々のご支援を得て結成いたしました。自営・医療・福祉・弁護士・大学・教育・科学者・商工・農漁業・税務・行政・議員・労働・建築・土木・都市計画・地盤工学技術者等で構成されております。今後、これら各界からのご提案・意見・ご要望を県民市民レベルで議論、その都度公表し、緊急性の高いものなどは政府・県・市町村に発信してまいります。阪神淡路大震災においても17年を経た今、まだ復興は終わっていないことが伝えられており、長い道のりになりますが、次代を担う人々へのメッセージも込めて、真の復興を目指し、復旧救援の手が止まることのないよう、皆様の多くの知恵を結集して運動して参ります。

(参考) 世界と日本の災害復興ガイド(兵庫県震災復興センター 2009.9) 災害復興20の視点より

1. 復興とは何か
2. 災害救助法と現物給付の原則
3. 被害認定と支援策
4. 被害者認定の法制度
5. 復興財源の原則
6. トリアージの法律上の問題
7. 「孤独死」は現代社会のありふれた現象
8. アスベスト被害—中皮腫死亡統計をみる
9. 復興と要援護者の支援
10. 「コミュニティ」の再生
11. 復興におけるボランティアの役割
12. 復興と中小商工企業・地域経済の再建
13. 文化財「文化遺産」の修復と地域社会の復興
14. 住宅の耐震改修をどのように進めるか
15. 急がれる小・中学校の耐震化
16. 地域防災計画と「国民保護計画」
17. 被災市民の目からみた災害への備え
18. 首都直下型地震への復興の備え
19. 東海大地震への復興の備え
20. 東南海、南海大地震への復興の備え



引用：20110422 宮城県資料より

(建築とまちづくり、復興に関わる現状と視点:私案)

## 1. 地震のメカニズム、津波、土木建築等のインフラ、宅地地盤災害状況の把握

学会(地盤工学会、土木学会等)ではすでに第一次調査を終了、東京にて発表会を開催した。

また、東北大学・宮城大学・東北工業大学等は独自の調査結果を公表している。

緑が丘や白石、南光台その他の宅地地盤の問題箇所はすでに整理され公表された。

※報告会:4月28日(木)13:00~17:00 国際センター大ホール(無料、参加自由、申込み様式はない事前に)

FAX:022-222-8509 かメール:[jsce-th@luck.ocn.ne.jp](mailto:jsce-th@luck.ocn.ne.jp) 氏名、連絡先(電話か勤務先、メール、学会等)

## 2. 復興に関する各界からの提案等

・東日本大震災における「復興まちづくり」への提案:関西広域連合広域防災局 078-362-3576

兵庫県が主体に4つの提案、人命の安全、生活者の視点、市町村主体、住民ニーズと参加のまちづくり復興イメージ図からは、被災地の地形条件・土地利用によるが、一定のたたき台となる印象がある。

・河田教授(前京大)からは、津波浸水空間を確保した三層構造デッキ型まちづくりを提示、65億/ha

・O町やN市では、現地と離れた提案が都市計画コンサルからされ、首長ですら???

・奥尻島復興を参考に計画立案の動き。建築基準法第84条に基づく「建築物の制限」と「都市計画又は土地地区画整理法による土地地区画整理事業のための必要」との判断、制限や禁止の措置が取られている。従って、被災地域の生活者などの意見の集約合意形成が重要。相当な困難が想定される。

・田畑等耕作地の塩害対策や土壌汚染、がれき処理も含めて、今後県民市民の「健康被害」対策に問題がないか、その調査(中間)の報告が必要。情報公開

・各業界団体等は、様々な「災害対策に関わる業界提案」を進めているが、そこには私達が最も重要とする「県民の生活と健康、食の安全と安心、安心して住めるまちづくり」の視点の欠落があってはならない。そうした視点で、当会は提言と必要な意見や注意・監視活動も行う必要があると考える。

## 3. 丘陵地の宅地被災について

・学会等が示す方向、大きく変動した区域は、現行法を適用し国負担で建築制限、集団移転、その後も積極的に国負担での修復、個人負担の限界を超えている。宅地一戸一戸の問題ではない。

・個別団地の被災状況:別紙報告書参照

今回の被災宅地現場は、マンション被害と同様の現象を示している。

①地震動の周期により、個別の建築施設に大きな影響を与えた:共振現象による被害の拡大

②建築施設(マンション、宅地、建築物)が、耐震補強を実施しても、そもそもが適合していない建築物

③旧宅地造成法(沢地形や急傾斜地の盛土)等の不適合を放置していた

④開発許可に際して、公共に移管(都計法29~48条等)する構築物が安全基準を満たしていない

⑤公共施設の管理に起因する宅盤等の不安定化によるもの

⑥耐震補強についての、詳細な基準が不明確なことによる公共施設

メディアテークの天井天版落下、新幹線仙台駅の天版崩落、架線電柱の倒壊破損など

⑦市内マンション被害は、新建築基準法以前でも400棟以上の調査で半数が大きな被災(調査中)

## 4. 津波浸水地域の復興について

・浸水地域や放射能汚染区域を外した、幹線道路等の構想がすでに始まっているが、狭い可住地との両立が可能か。

・生活者の実態や要望による復興計画が求められているが、生活者それぞれの意見の一致が難しい状態。市民間の合意形成が大きな課題。

## 5. 今後の復興のあり方、災害復興区画整理事業等都市計画について

・まずは、被災者の意見に耳を傾けることであり、このための人員と体制を配置することである。市民の悩みを真摯に受け止める人材の確保、単なるアンケートではない取組を急ぐことを臨む。総研等のボランティアを大いに活用するのも方法である。???

## 6. 復興まちづくり(私案)の基本:三陸海岸線の地形特徴と津波遡上や津波浸水に基づいた区分で計画。

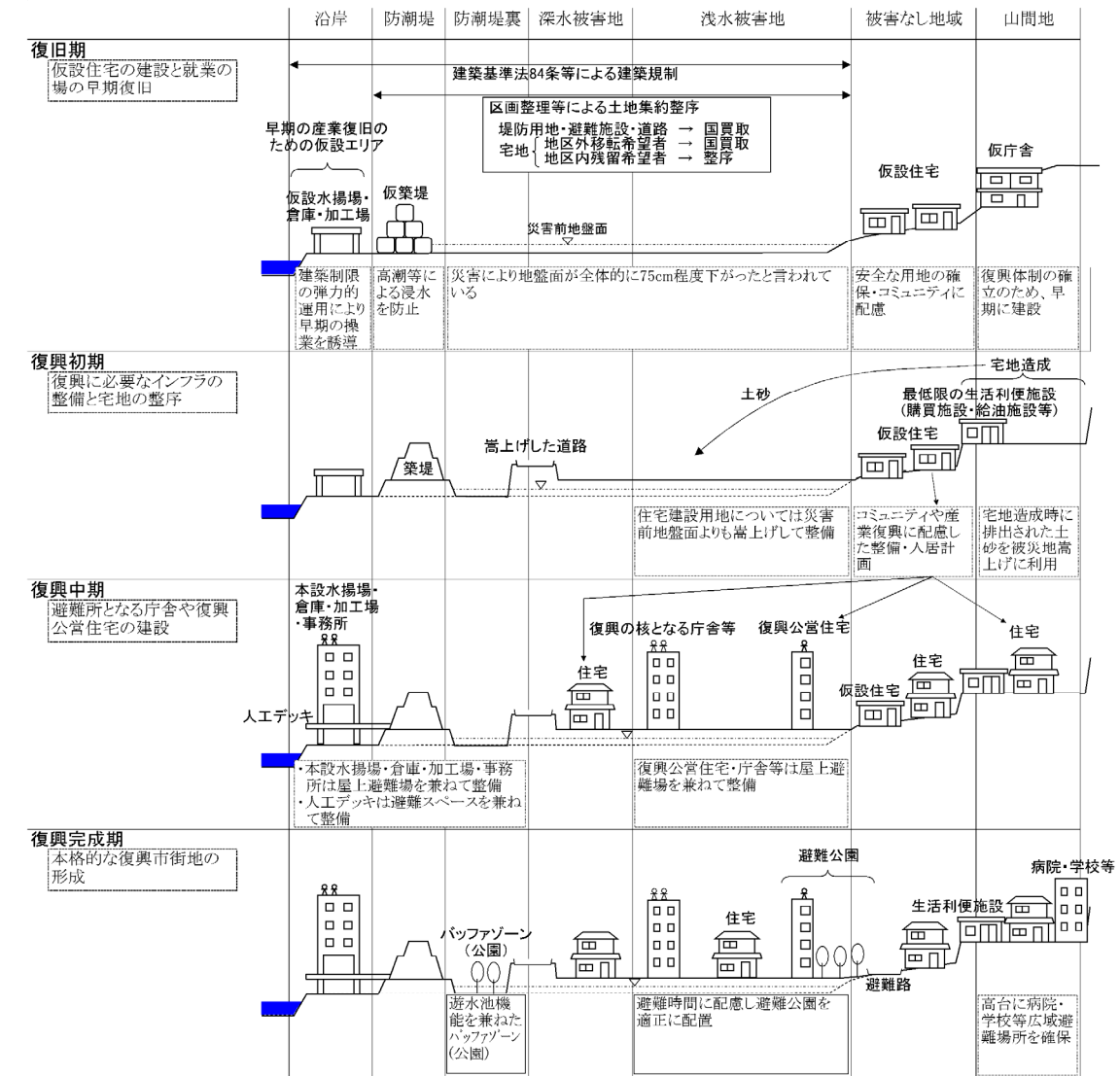
①長い海岸地形:福島県境~仙台湾・多賀城付近.....津波高さ平坦地の奥行きが長い、また工業団地や農耕地等、一部住宅団地等の土地利用が混在しており、農耕業に特化した現地形で対応し、道路等のインフラ、整備避難路等は奥尻島の事例を参考にする。

②塩竈・松島~奥松島:小さな島群があり、観光名所ともなっている。浸水区域だが観光景観との調整

③野蒜海岸~石巻湾:奥尻島の復興事例の採用と仙台湾の手法の併用

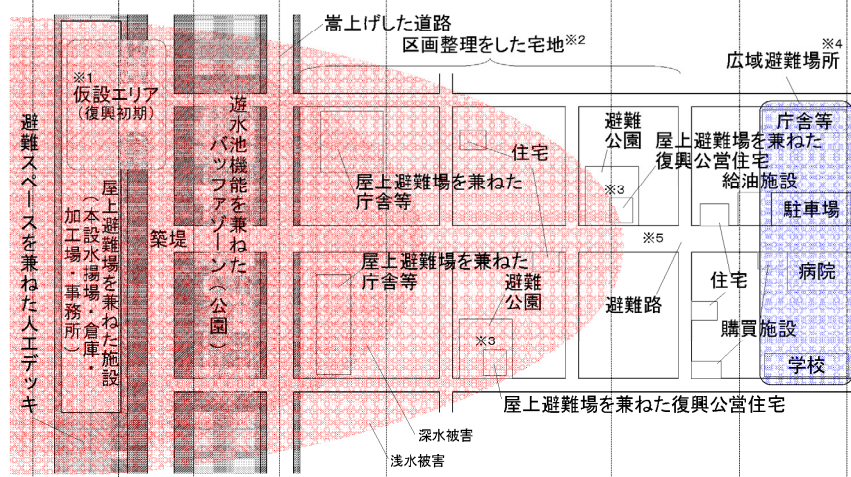
④南三陸志津川湾~気仙沼湾:奥尻島の復興の考え方が参考

別添イメージ図  
断面図



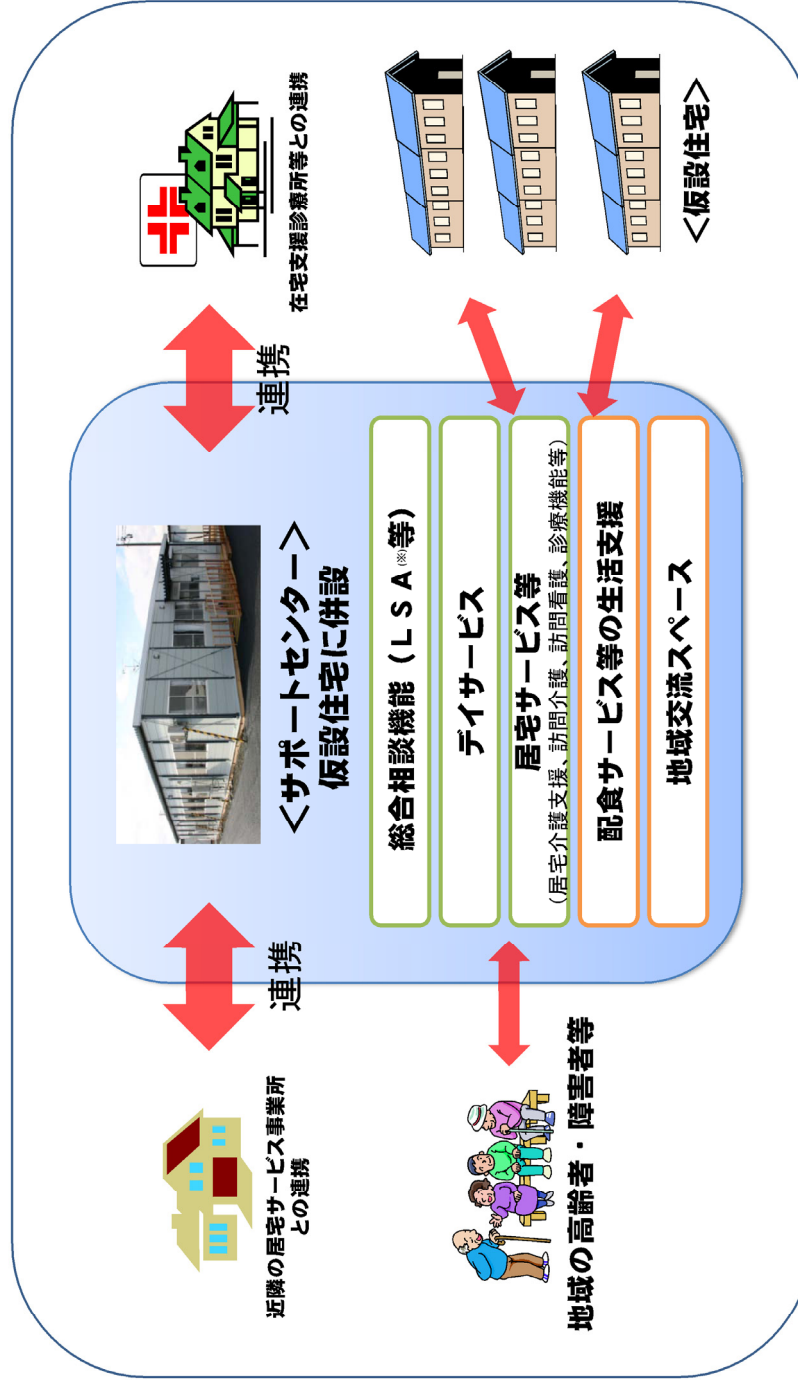
平面図

- ※1 建築制限の弾力的運用により早期の操業を誘導
- ※2 住宅建設用地については災害前地盤面よりも嵩上げて整備
- ※3 避難時間に配慮し避難公園を適正に配置
- ※4 高台に病院・学校等広域避難場所を確保
- ※5 避難路を適正に配置



引用: 兵庫県提案資料より

# 仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について(イメージ)



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

引用：事務連絡 4月19日厚生労働省老健局総務課通達より